

令和2年7月1日

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う
自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の更新申請にかかる
診断書作成に係る追加連絡について【横浜市運用】

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

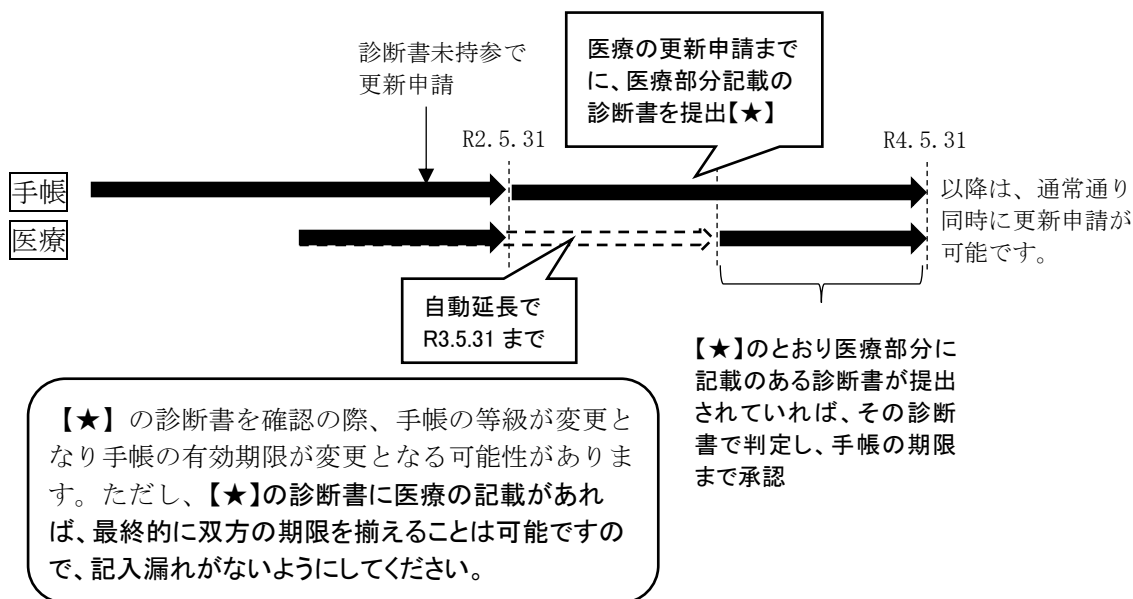
これまで市内指定医療機関向けには令和2年5月8日付、12日付、13日付、及び6月8日付で、新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応及び精神障害者保健福祉手帳の診断書提出猶予対応についてご連絡・ご依頼したところですが、特に自立支援医療（精神通院医療）に加え精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方向けに作成していただく診断書に関し、追加で以下の通りご連絡いたします。

1. 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）について

精神障害者保健福祉手帳の更新申請については、自立支援医療（精神通院医療）と異なり診断書提出猶予（猶予期間：現在の手帳有効期限の日から1年以内）の臨時対応となる旨を、令和2年5月12日にご案内しているところです。

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）を作成いただく際は、自立支援医療（精神通院医療）を所有しているかを必ずご確認ください、必要に応じて診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の自立支援医療欄⑨～⑩への記入済のものをお渡しくださいますようお願いいたします。

特に注意 診断書未提出で手帳の更新が済んでいる方（診断書提出猶予で手帳更新受付済）



2. その他

- (1) 本日お知らせした運用は、あくまでも横浜市としての運用になります。他の自治体における取扱いについては、それぞれご確認をお願いいたします。
- (2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証については、6月8日付の連絡のとおり、有効期間延長対応の患者様全員へ受給者証を改めて発行することは、予定しておりません。万が一手続きをするよう案内される場合は、区役所における三密回避のためにも、可能な方へは郵送申請をご案内くださいますようご協力願います。
- (3) 自立支援医療（精神通院医療）は有効期限の延長措置がとれますが、精神障害者保健福祉手帳は通常通り更新申請が必要です。あくまでも、提出書類としての診断書を1年間猶予できるのみですので、ご注意ください。
- (4) 引き続き、今後変更等が生じた場合や追加のご連絡がある場合には、横浜市の精神通院医療のホームページへ、随時情報を掲載予定ですので、ご確認ください。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

【自立支援医療（精神通院医療）に関すること】

(TEL) 045-671-2415

(E-mail) kf-seitsuin@city.yokohama.jp

【精神障害者保健福祉手帳に関すること】

(TEL) 045-662-3531

(E-mail) kf-kokotecho@city.yokohama.jp